

## 日本の憲法の大切さ

憲法の改正論議が、国会でなされております。しかし、現行の憲法には、大切な規定がいくつかあります。憲法は、全ての公務員が公僕であることを規定していますが、国会議員の公僕意識は低いように感じられます。公僕意識の無い国会議員には、憲法論議をして欲しくないと思います。公僕であるべき公務員が、自己の利益を図るために私僕となって、公金を浪費することは、国の破滅です。希望にあふれ、幸福に満ちた、誇れる日本にするためには、憲法を思い起こす必要があります。

### (1)国民の権利について

第十二条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。又、国民は、これを乱用してはならないのであって、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

日本の憲法は、多くの自由と権利を国民に与えていますが、個人の自由や権利は、絶対的なものではなく、公共の福祉が、優先することを明らかにしています。国民は、公共の福祉に対する責任を負わされています。

### (2)公務員の公僕精神について

第十五条 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。すべて公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない。公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

日本の憲法は、全ての公務員に対して全体の奉仕者になること要求しております。国会議員は、公務員の頂点に立っており、公僕として、国民全体のために奉仕する義務があり、社会的責任は非常に大きいと言えます。全ての国家公務員および地方公務員が、強い公僕精神を持って職務に携われば、汚職などは決して起きないはずで、全公務員は、公僕精神の原点に立ち返る必要があります。

### (3)地方参政権について

第九十三条 地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。

憲法第十五条で、選挙権が与えられているのは国民だけです。憲法第九十三条に記載の住民とは、その地方公共団体に居住している国民という意味です。居住している国民という表現が冗長なので、住民と言い方をしたものです。永住外国人に地方参政権が無いことは、憲法上明白なことです。

2012年5月10日  
(有)中野情報技術研究所  
中野 敬三 記